

総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会

第22回ガスシステム改革小委員会資料

～現行ガス導管事業者の立場から見た
小売全面自由化等の詳細制度設計について～

平成27年8月20日

石油資源開発株式会社

I. ガス小売事業規制(総論)

- 新たに自由化される小口供給と、既に自由化済の大口供給との間には、小売事業者側からの供給条件や、需要家側の小売事業者に対する交渉力等において、大きな相違がある。
- 小売全面自由化に伴う小売事業規制は、一般消費者保護のために特別な手当を要する事項に配慮しつつも、かかる大口・小口の相違や「全面自由化」の目的を勘案し、必要最低限の規制とすることを重視すべきではないか。
- 従って、全面自由化に伴い大口・小口の概念は消失するとはいえ、小売事業全体に一律の規制を課すのではなく、大口・小口の実質的な差異に着目した丁寧な制度設計(大口供給に係る規制の最小化)に留意すべきではないか。

I. ガス小売事業規制(各論①)

論点① 登録申請書の様式・添付書類(第4条関連)
変更登録等(第7条関連)
供給計画の様式(第19条関連)

【留意すべき事項】

- 新たに自由化される小口供給と現行の大口供給に相当する規模の需要家向け供給では、小売事業者の責任範囲や供給条件が異なる(※)ことから、申請書様式等においては、小口供給を行おうとする場合と大口供給を行おうとする場合の区分等を行う(大口供給しか行う予定のない小売事業者に対しては、小口供給に必要な事項の登録及び審査等を行わない)ことが適当ではないか。

※ 消費機器周知・調査義務(現行法第40条の2、規則第106条第2項)
→ 50万m³/年以上及び工業用建物への供給については除外

付臭措置義務(技省令第22条)
→ 中圧以上の供給等は除外

I. ガス小売事業規制(各論②)

論点② 登録拒否・取消、変更登録(第6,7,9,10条関連)

供給能力の確保、履行判断及び確保命令発動要件(第13条関連)

【留意すべき事項】

- 現行大口供給に対しては、供給能力に係る特段の要件は課されていない。そのことによる問題がこれまで生じていないとすれば、現行大口供給に相当する規模の需要家向け小売規制を今次改正法のもとで強化する必要性は希薄なのではないか。
- 例えば、代替燃料を有する大口需要家との間で緊急時の受け渡し制限等を含む供給条件を設けるケース等において、供給力確保義務の履行判断基準等を一律に課すことは自由かつ低廉な契約の阻害要因となり得ること、又、逆に供給安定性を重視する大口需要家は供給力に懸念のある小売事業者をそもそも選択しないと考えられること等に留意すべきではないか。
- 一方、小口供給については、一般消費者保護の観点から供給力確保措置が必要であるとしても、一般ガス導管事業者に最終保障供給義務が課されていることとの調整に留意が必要なのではないか。

II. ガス導管事業規制(総論)

- ガス導管事業を「一般ガス導管事業」と「特定ガス導管事業」とに区分した主旨を踏まえ、それぞれについて事業の実態を踏まえた丁寧な制度設計が必要ではないか。
- 特定ガス導管事業者については、現行のガス導管事業者が基本的にはそのまま移行すると考えられ、現行ガス導管事業者に特段の問題が生じている訳ではないとすれば、特定ガス導管事業に適用される規則等は、原則として、ガス導管事業に対する現行規則等と同等のものとすべきではないか。

(参考: 報告書P12)

都市部を中心に面的に張り巡らされた低圧導管を含む導管網を維持・運用し、供給先が家庭用など小口利用者を始め極めて多数にわたる現行一般ガス事業者に対し、現行のガス導管事業者は、線状に敷設された中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しており、その供給先はガス事業者への卸や工場などの大口需要家に限られるといった事業実態の違いを踏まえ、低圧導管を含む導管網を維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「一般ガス導管事業」、中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「特定ガス導管事業」と分けて整理し、それぞれの特徴を踏まえて参入規制、託送供給条件、最終保障サービス等の制度設計を行うことが適切である。

II. ガス導管事業規制(各論①)

論点① 特定ガス導管事業から除かれる導管について(第2,72条関連)

【留意すべき事項】

- 現行法における「特定導管」の定義を見直すべき特段の理由がない限り、現行規定を踏襲することが適当ではないか。(当社としては現行規定に問題を感じていない。)

(参考)

現行特定導管定義	内径	ガス圧力	総延長
1	200mm以上	0.5MPa以上	2km超
2	200mm未満	5MPa以上	2km超
3	200mm未満	5>、 ≥ 0.5 MPa	15km超

II. ガス導管事業規制(各論②)

論点② 託送供給制度(特定ガス導管事業の約款:第76条関連)

【留意すべき事項】

- 特定ガス導管事業者については、現行のガス導管事業者が基本的にはそのまま移行すると考えられ、現行ガス導管事業者に特段の問題が生じている訳ではないとすれば、特定ガス導管事業に適用される規則等は、原則として、ガス導管事業に対する現行規則等と同等のものとすべきではないか。
- 託送供給料金原価に含むべき費用の範囲について、同時同量を原則とする託送供給において導管網の圧力維持はガス導管事業の根幹であり、従来より「導管網全体の圧力維持に要するコストは託送供給原価として算入すべき」との整理の下で運用されてきた料金制度思想は、ガス製造事業の創設を考慮したとしても、今後もこれを踏襲することが適当ではないか。

II. ガス導管事業規制(各論③)

論点③ 供給計画の様式、公表内容(第81条関連)

【留意すべき事項】

- 供給計画の届出は、現行のガス導管事業には課されていない義務である。特定ガス導管事業者は、一般ガス導管事業者とは異なり、最終保障供給義務を負わずに自己の小売部門及び第三者からの依頼のみに基づき供給を行う事業であることに鑑み、以下の点について留意が必要ではないか。
 - 供給計画の公表目的は、潜在的な託送依頼者に対する導管余力の開示であることに鑑み、現行の余力の開示と同程度の公表内容とし、当該余力情報の妥当性を行政が確認できる最小限の供給計画の様式とすること。
 - 過度に詳細な情報の公表が求められれば、託送依頼者の個別情報の開示につながりかねないこと。
 - 現行ガス導管事業者の託送収支の公表には、事業者の競争上の地位や利用者利益が阻害されると認められる場合の部分開示特例があること。

II. ガス導管事業(各論④)

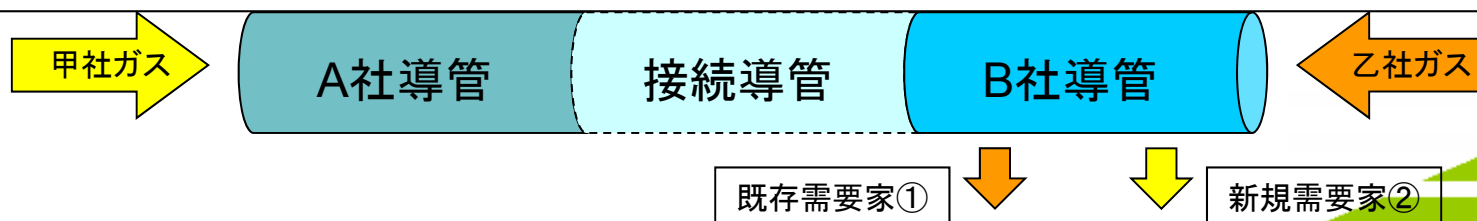
論点④ 導管接続等に係る努力義務(第85条関連)

【留意すべき事項】

- 省令により講ずべき「措置」を定めるに際しては、そもそもガス導管事業者が「相互に協力」すべき対象となる導管について、双方の導管の終点間の離隔距離や導管能力等により明確化する規定を設けるべきではないか。
- 協議の開始・再開命令の発動基準については、一例として、接続による沿線需要家利益が明確に見込まれるか否か等に着目すべきであると考えられるが、関係するガス導管事業者及び小売事業者全体での経済合理性にも留意する必要があるのではないか。

(参考) 下図において、A社(甲社と同一である場合を含む)が、B社に接続を申し入れたものとした場合について、

- ・既存需要家①が乙社から甲社のガスに切替えるだけの場合、①の低廉調達には寄与するとしても、仮に、一定期間後に乙社が値下げ等により①の需要を取り返せば、接続導管部分の利用はなくなり、A社の導管利用料が上昇する虞がある。
- ・新規需要家②への甲社ガス供給のための接続の場合であっても、上記ケースのA社導管利用者の負担増は軽減されるか解消するが、乙社ガスへの切替(や他エネルギーへの転換)が発生すると、同様に接続導管部分の利用はなくなる可能性がある。



III. ガス製造事業規制(総論)

- 報告書P35に「料金については、一律の料金表を示すことは困難であるため、料金算定のルールを定めて届け出ることを義務付ける」と記載の通り、政省令では、ガス受託製造約款における料金その他条件を画一的・固定的に設定させるような規則等(託送に係る料金算定規則等と同レベルのもの)を設けるのではなく、事業者自らのルールの届出・公表を規定する内容とすべきではないか。

余力の公表を含め、厳密な約款等の作成基準を設けることは、却って基地の利用余地を限定的にする恐れがある点にも留意が必要である。

- また、報告書に記載された、基地への出資者による利用条件と完全な第三者の利用条件との関係や基地投資インセンティブの確保に十分に配慮した詳細制度設計を行う必要がある。

III. ガス製造事業規制(各論①)

論点① 設備要件(第2条関連)、
共同基地や複数者が出資する場合の届出事業者(第86条関連)

【留意すべき事項】

- 共同基地や複数出資者がある場合、一の基地に複数のガス製造事業者を認めようとする、同一基地において複数の約款が設定されること、複数事業者ごとに重複して有資格者の配置が必要になること等の問題が懸念されるため、一の基地につき当該基地を保安責任を含め自ら維持し、及び運用する事業者1社のみをガス製造事業者とすることが適当ではないか。
- 一方、基地への投資インセンティブ確保等の観点からは、基地への実質的な出資者が複数ある場合に、その出資・所有の形態に関わらず、ガス製造事業者となる者以外の出資者も、完全な第三者とは異なる利用条件での基地利用を可能とすることが適当ではないか。

III. ガス製造事業規制(各論②)

論点② 届出書の様式等(第86条関連)、ガス受託製造約款(第89条関連)
情報公開(第90条関連)、製造計画(第93条関連)

【留意すべき事項】

- 約款については、報告書に「一律の料金表の提示は困難であるため、料金算定のルールを定めて届け出る」とあるとおり、現行一般ガス事業やガス導管事業に係る料金算定規則のように一律の料金表を作成させるような料金算定規則を政省令で定めるのではなく、事業者自身により策定された算定ルールの届出を義務付けるような規制とすることが適当ではないか。
- 約款変更命令の発動基準や第三者利用拒否の正当な理由の範囲については、報告書にある「基地事業者の当該主たる事業に支障を来たさない範囲とする」ことはもとより、その範囲については、配船やタンク繰り計画が気象・海象条件等によって流動的であることも考慮されるべきではないか。
- そのうえで、第三者からの利用申込が無い場合、これらに係る事務コストは最終的にはガス料金等の押し上げ要因となることにも鑑み、極力簡素な内容とすべきではないか。
- 尚、事業報酬率を規則等で定める場合には、総括原価によるコスト回収が行われていない基地への配慮を盛り込むことが適当ではないか。

IV. その他①

論点① ガス導管の整備促進措置

【留意すべき事項】

- ガス導管事業者に対し経済合理性に基づく更なる導管延伸を促す為には、従来以上の敷設インセンティブが必要と考えられることから、報告書に記載された「高めの事業報酬率」、「料金の設定ルールの柔軟化措置」、「(需要)調査費用を託送供給料金で回収できる仕組み」等につき、新設導管の投資意思決定に実質的に寄与するような形で制度化されることを期待。
- 一方、国が全体最適的な導管整備方針を策定することになるとしても、策定に際して関係する事業者の状況を十分に踏まえる手続きを盛り込んだうえで、かつ、当該整備方針に民間企業を強制的に従わせるような制度とはすべきではないのではないのか。

IV. その他②

論点② 卸料金等の取引条件の監視

【留意すべき事項】

- 卸取引は、H15年改正にて、全一般ガス事業者に託送供給義務が課され、ガス導管事業が創設されたことをもって自由化されたところ、今般、更なる卸取引の活性化を目的として、LNG基地の第三者利用の促進が制度化されたものと理解。
- 加えて、不適切な事例に対しては適正取引ガイドライン等による対応が可能であること、大口向け卸料金は、仮に同様の需要形態(使用量、負荷パターン、供給圧力等)であったとしても、例えば、供給制限可能条件等(将来的にはガス以外の財・サービスとのセット供給等)によって相手先毎に変わり得るものであること等を勘案すれば、改めて卸取引規制を強化する必要性、及び国が供給条件に係る情報を徴取して監視することの実効性と行政コストとの関係等について十分留意すべきではないか。

以上